

# 鈴鹿亀山地区広域連合介護老人福祉施設特例入所に関する指針

## 1 目的

次に規定する「特例入所」についての取扱いは、三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針に定めるもののほか、この指針によるものとし、もって特例入所の運用について透明性及び公平性を確保することを目的とする。

## 2 特例入所の定義

特例入所とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所に関し、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、常時介護を必要とし、かつ居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合であって、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1又は2と認定された者の特例的な入所（以下「特例入所」という。）をいう。

## 3 特例入所に係る取扱い

- (1) 施設は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1又は2と認定された者の入所申込みにあつては、入所申込者に対して、特例入所の事由、施設入所の必要性について、求めるものとする。なお、施設は、要介護3、4又は5に該当する入所申込者に対しても、入所申込みの際し、入所後、要介護1又は2に該当した場合には、特例入所に該当する場合を除いて退所しなければならないことを説明し、入所申込者の理解を得なければならない。
- (2) 施設は、入所申込みを受けた場合、施設入所の必要性、本人の状況や介護の必要性、家族等介護者の状況等について、特例入所の対象に該当するか否かについて検討し、介護保険の保険者である鈴鹿亀山地区広域連合（以下「保険者」という。）に対して、すみやかに協議を行い、関係資料とともに別紙様式1により意見を求めるものとする。保険者は当該別紙様式1を受理後、別紙様式2により回答するものとする。

## 4 特例入所後の継続入所に係る取扱い

- (1) 施設は、平成27年4月1日以降に入所した者であつて、入所時において要介護3、4又は5に該当していた者が、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定により要介護1又は2に該当した場合は、すみやかに特例入所の対象に該当するか否かの検討を行い、該当しないと判断される場合は、当該入所者を退所させなければならない。
- (2) 施設は、特例入所者（特例入所の対象に該当したことにより、平成27年4月1日以降に入所した要介護1又は2に該当する者をいう。）について、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合（要介護3、4又は5に該当した場合を除く。）は、当該特例入所者が引続き特例入所の対象に該当するか否かの検討を行い、該当しないと判断される場合は、当該入所者を退所させなければならない。
- (3) 施設は、前2号の検討の結果、継続し特例入所の対象に該当すると判断した場合は、すみやかに遅滞なく関係資料とともに別紙様式3により保険者に検討の結果について報告し、意見を求めるものとする。保険者は当該別紙様式3を受理後、別紙様式4により回答するものとする。